平成30年度「津波防災」に関する取組について（内閣府）

Ⅰ．津波防災普及啓発に関する取組

「津波防災の日」啓発イベントの実施

◆　日　時

11月５日（月）13:00～18:00（開場12:30）

◆　場　所

川崎商工会議所川崎フロンティアビル

2階KCCIホール（定員：300人）

◆　内　容

(1) 特別セミナープログラム（14:00~18:00）

・緊急報告「9月28日にインドネシアで発生した地震・津波について」

・地域における津波防災の取組みと地区防災計画の役割

・川崎市の津波防災
　～企業・地域での最新科学活用に向けて

・地域・企業・学校におけるこれからの津波防災

(2) 津波防災教育ツールミニ体験会（13:00~18:00）

※上記は全て現時点における予定であり、変更の可能性がございます。

平成30年度「津波防災」に関する取組について（内閣府）

Ⅱ．普及啓発活動

◆　啓発ツールの作成、配布
・ポスター（全国の企業、自治体等約180団体で掲出）、ピンバッジ（1,000個）、シール（4,200枚）
・POSレジディスプレイ（全国のコンビニ、スーパー等のレジ画面に表示）
・特設サイトhttp://tsunamibousai.jp/

◆　「地域で津波に備える地区防災計画」策定支援
全国8地区において、津波に備えた地区防災計画策定の取組を支援。

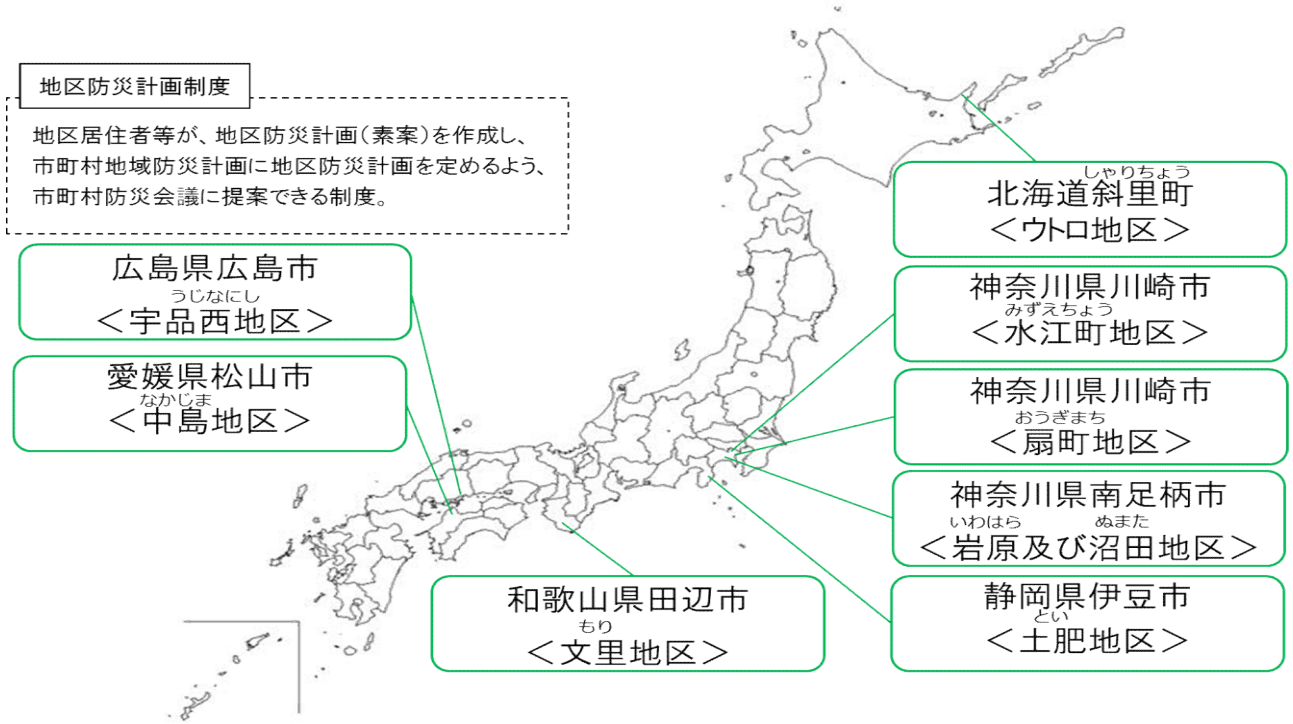

平成30年度ポスターデザイン

Ⅲ．津波防災訓練に関する取組

◆ 内閣府では、全国10か所で地震・津波防災訓練を予定。

訓練内容

シェイクアウト訓練

訓練開始合図（防災行政無線等）で、自らの身を守る安全確保行動を１分から数分間実施

津波避難訓練

防災行政無線による情報伝達訓練等を活用し、最寄りの避難場所等へ避難

その他

情報伝達訓練、物資配給訓練、炊き出し訓練等（※地域により異なる）

（参考）「津波防災の日」・「世界津波の日」について

東日本大震災（2011年3月11日）

○　津波は，ひとたび起きれば，その被害は甚大であり，被災範囲も広いのが特徴です。東日本大震災では、津波や津波からの避難方法を知らないために多くの方が犠牲になりました。

津波による被害（宮城県気仙沼市）

11月5日「津波防災の日」

○　東日本大震災を教訓とした「津波対策の推進に関する法律（2011年６月）」により、11月5日が「津波防災の日」として制定されました。

○　これは、嘉永7年（1854年）11月5日の安政南海地震（M8.4）で和歌山県を津波が襲った際に、稲に火を付けて、暗闇の中で逃げ遅れていた人たちを高台に避難させて命を救った「稲むらの火」の逸話にちなんでいます。

稲束（稲むら）に火をつける濱口梧陵

11月5日「世界津波の日」

○　「第３回国連防災世界会議」や「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のフォローアップとして、2015年12月、国連総会で、<u>我が国をはじめ 142 カ国が共に提案し、11月5日を「世界津波の日」として制定する決議が満場一致で採択されました</u>。

○「津波防災の日」である11月5日が平成27年12月の国連総会決議において「世界津波の日」とされたことも踏まえ、平成29年3月に「津波対策の推進に関する法律」にお律」においても「世界津波の日」に位置付けられたほか、国際協力の推進に資するよう配慮する旨の規定が追加されました。

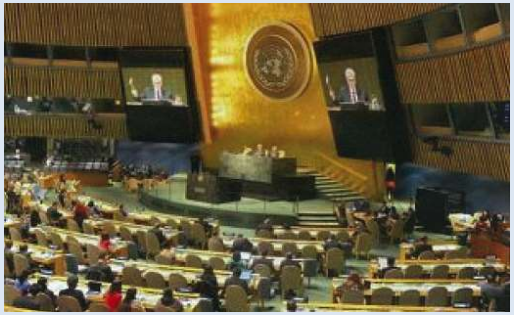

第70回国連総会本会議の様子